

消費生活相談のあれごれ

No.39

発行:東澳西部広域行政事務組合

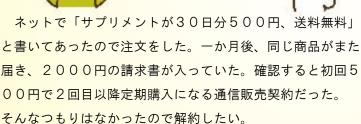
## 電力自由化

2016年4月1日から、これまで各地域で1つの電力会社しか行えなかった家庭や小規 模事業所向けの電気の小売販売への、新規参入が可能になります。これにより、すべての家庭や事業所で、自由に電力会社や料金メニューを選択できるようになります。 自由化により、電気の販売を携帯電話、家電、通信、電気自動車等と組み合わせた

「セット割引」など、これまでに無かった多様なサービスが生まれることが考えられます。 これに伴い、事業者から消費者へ様々な形での勧誘活動が活発になると思われます。 消費者トラブル防止の対策も講じられますが、消費者側も情報を収集し、電力自由化を 上手に取り入れる準備をしましょう。



## ほんと一に こんな相談ありました



通信販売で、1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入するこ とになってしまうケースがあります。

通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の条件、送 られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。

## 12月の相談件数

新規·継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入

■ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 件

訪問販売

■ 10 件

訪問購入

1 4

通信販売

11111111 9件

連鎖販売

0件

電話勧誘

Ⅰ 1件

0件

無店舗販売

送り付け商法

0件

不明

■■■■ 4件

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

間/10:00~16:00 談/原則予約制

相談料/無科

予 約/住民登録地の窓口 ※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業